



- 条から第十八条までの規定により次の各号に掲げる防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十三号までに掲げる防災資機材等（第十六条第二項から第五項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。）にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十四号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。
- 一次条第一項に規定する大型化学消防車 五人
- 二次条第一項に規定する大型高所放水車 二人
- 三次条第一項に規定する泡原液搬送車 一人
- 九条第九項に規定する甲種普通化学消防車 五人
- 第十条に規定する普通消防車 五人
- 第十一条に規定する小型消防車 四人
- 第十二条に規定する普通高所放水車 二人
- 第十三条に規定する乙種普通化学消防車 五人
- 第十四条第二項に規定する大型化学高所放水車 五人
- 第十五条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 五人
- 第十六条第四項に規定する普通泡放水砲 一人
- 第十七条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならぬものとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十五の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者（以下「乗組船舶職員等」と総称する。）のほか二人
- 第十八条第一項に規定する油回収船 乗組船舶職員等のほか二人
- 第十八条第二項に規定する補助船に係る乗組船舶職員等のほか各一式につき二人

- 九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けなければならないものとされる大型化学消防車、第九條に規定する甲種普通化学消防車、第十二條に規定する乙種普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の台数の合計が二台以上である場合には、当該自衛防災組織に、指揮者である防災要員（以下「指揮者」という。）一人を置かなければならない。
- 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に第十三条第一項及び第三項の規定により同条第一項に規定する大容量泡放水砲及び同条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等（以下この条において「大容量泡放水砲等」という。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、次に掲げる防災要員を置かなければならない。
  - 一 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する一人の防災要員
  - 二 第十三条第一項に規定する大容量泡放水砲 各一基につき一人の防災要員
  - 三 前二号に定めるもののほか、大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を円滑かつ的確に行うために必要なものとして総務省令で定める人数の防災要員
- その特定事業所に係る自衛防災組織に第一項各号に掲げる防災資機材等及び大容量泡放水砲等を備え付ける必要がないものとされる特定事業者は、当該自衛防災組織に、二人以上の防災要員を置かなければならない。
- 前各項の規定による防災要員は、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる者をもつて充てなければならない。
- 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に備え付けられている第一項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる防災資機材等、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所の特定事業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数は、同項の規定にかかわらず、総務省令で定める人数とする。
- （大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等）

第二号に規定する屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。に、次の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する石油を貯蔵する屋外タンク（以下「屋外貯蔵タンク」という。）で次項に規定する送泡設備付きタンク以外のものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、大型化学消防車（毎分三百リットル以上の放水能力を有する大型の化学消防自動車）で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、大型高所放水車（毎分三千リットル以上の放水能力を有する大型の高所放水車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び総務省令で定める泡原液搬送車（以下「泡原液搬送車」という。）を、それぞれ、屋外貯蔵タンク（次項に規定する送泡設備付きタンクを除く。以下この項において同じ。）の同表のこれらの欄の区分に応じ、同表の第四欄に定める台数（当該特定事業所に同表の第一欄から第三欄までの区分が異なる二以上の屋外貯蔵タンクがあるときは、これらの屋外貯蔵タンクに係る同表の第四欄に定める台数のうち最も多い台数（同じ台数のときは、その台数。以下同じ。）に相当する台数を備え付けなければならない。ただし、次項の規定により当該自衛防災組織に大型化学消防車を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この項の規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車を備え付けず、又は当該台数を減ずることができ。）

屋外貯蔵タンクの型	屋外貯蔵タンクに貯蔵する石油の種類	屋外貯蔵タンクの直径
浮きぶた付きの石油	石油	三十四メートル以上
屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの	石油	三十四メートル以上
浮きぶた付きの石油	石油	三十四メートル以上
屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもの	石油	三十四メートル以上
その他の屋外貯蔵タンク	石油	三十四メートル以上

2 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に、総務省令で定める送泡設備（災害の発生又は拡大の防止の用に供されるものに限る。）を設置された屋外貯蔵タンクで総務省令で定めるもの（以下「送泡設備付きタンク」という。）がある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、次に掲げる防災資機材等を備え付けなければならない。

一 当該送泡設備付きタンクに総務省令で定めるところにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める台数（当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、これらの送泡設備付きタンクに係る総務省令で定める台数のうち最も多い台数）の大型化学消防車又は次条に規定する甲種普通化学消防車

二 当該送泡設備付きタンクに前号に規定する総務省令で定めるところにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める種類の総務省令で定める数（当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、総務省令で定める発泡器（以下「発泡器」という。）の総務省令で定める種類ごとに、これらの送泡設備付きタンクに係る総務省令で定める数のうち最も多い数（同じ数のときは、その数。以下同じ。）の発泡器（甲種普通化学消防車）

一石油類又は十四メートル以上	十四メートル以上
二石油類	三十四メートル以上
三石油類又は十メートル以上	三十四メートル以上
四石油類	三十四メートル以上
五石油類	三十四メートル以上
六石油類	三十四メートル以上
七石油類	三十四メートル以上
八石油類	三十四メートル以上
九石油類	三十四メートル以上
十石油類	三十四メートル以上
十一石油類	三十四メートル以上
十二石油類	三十四メートル以上
十三石油類	三十四メートル以上
十四石油類	三十四メートル以上
十五石油類	三十四メートル以上
十六石油類	三十四メートル以上
十七石油類	三十四メートル以上
十八石油類	三十四メートル以上
十九石油類	三十四メートル以上
二十石油類	三十四メートル以上
二十一石油類	三十四メートル以上
二十二石油類	三十四メートル以上
二十三石油類	三十四メートル以上
二十四石油類	三十四メートル以上
二十五石油類	三十四メートル以上
二十六石油類	三十四メートル以上
二十七石油類	三十四メートル以上
二十八石油類	三十四メートル以上
二十九石油類	三十四メートル以上
三十石油類	三十四メートル以上
三十一石油類	三十四メートル以上
三十二石油類	三十四メートル以上
三十三石油類	三十四メートル以上
三十四石油類	三十四メートル以上
三十五石油類	三十四メートル以上
三十六石油類	三十四メートル以上
三十七石油類	三十四メートル以上
三十八石油類	三十四メートル以上
三十九石油類	三十四メートル以上
四十石油類	三十四メートル以上
四十一石油類	三十四メートル以上
四十二石油類	三十四メートル以上
四十三石油類	三十四メートル以上
四十四石油類	三十四メートル以上
四十五石油類	三十四メートル以上
四十六石油類	三十四メートル以上
四十七石油類	三十四メートル以上
四十八石油類	三十四メートル以上
四十九石油類	三十四メートル以上
五十石油類	三十四メートル以上
五十一石油類	三十四メートル以上
五十二石油類	三十四メートル以上
五十三石油類	三十四メートル以上
五十四石油類	三十四メートル以上
五十五石油類	三十四メートル以上
五十六石油類	三十四メートル以上
五十七石油類	三十四メートル以上
五十八石油類	三十四メートル以上
五十九石油類	三十四メートル以上
六十石油類	三十四メートル以上
六十一石油類	三十四メートル以上
六十二石油類	三十四メートル以上
六十三石油類	三十四メートル以上
六十四石油類	三十四メートル以上
六十五石油類	三十四メートル以上
六十六石油類	三十四メートル以上
六十七石油類	三十四メートル以上
六十八石油類	三十四メートル以上
六十九石油類	三十四メートル以上
七十石油類	三十四メートル以上
七十一石油類	三十四メートル以上
七十二石油類	三十四メートル以上
七十三石油類	三十四メートル以上
七十四石油類	三十四メートル以上
七十五石油類	三十四メートル以上
七十六石油類	三十四メートル以上
七十七石油類	三十四メートル以上
七十八石油類	三十四メートル以上
七十九石油類	三十四メートル以上
八十石油類	三十四メートル以上
八十一石油類	三十四メートル以上
八十二石油類	三十四メートル以上
八十三石油類	三十四メートル以上
八十四石油類	三十四メートル以上
八十五石油類	三十四メートル以上
八十六石油類	三十四メートル以上
八十七石油類	三十四メートル以上
八十八石油類	三十四メートル以上
八十九石油類	三十四メートル以上
九十石油類	三十四メートル以上
九十一石油類	三十四メートル以上
九十二石油類	三十四メートル以上
九十三石油類	三十四メートル以上
九十四石油類	三十四メートル以上
九十五石油類	三十四メートル以上
九十六石油類	三十四メートル以上
九十七石油類	三十四メートル以上
九十八石油類	三十四メートル以上
九十九石油類	三十四メートル以上
百石油類	三十四メートル以上

第九條 特定事業者は、その特定事業所が次の表の上欄に掲げる特定事業所に該当する場合には、

は、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、同表の上欄に掲げる特定事業所の区分に応じ、同表の上欄に定める台数（当該特定事業所が同表の上欄に掲げる特定事業所の区分に係る同表の下欄に定める台数のうち最も多い台数）に相当する台数の甲種普通化学消防車（毎分二千リットル以上の放水能力を有する化学消防自動車）を備え付けなければならない。ただし、前条第二項又は第十二条の規定により当該自衛防災組織に甲種普通化学消防車又は同条に規定する乙種普通化学消防車を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この条の規定により当該自衛防災組織に備え付けべき甲種普通化学消防車を備え付けず、又は当該台数を減ずることができる。

**特定事業所の区分**

石油の貯蔵・取扱量が一万キロリットル以上の特定事業所	台
石油の貯蔵量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所（同法第十六条の二の第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の石油の貯蔵最大数量をいう。以下この表において同じ。）が指定数量（同法第九条の四に規定する指定数量をいう。以下同じ。）の十倍以上の貯蔵量が指定数量の千分二以上二万倍未満の特定事業所	台
石油の貯蔵量が指定数量の二千万倍以上四千万倍未満の特定事業所	台
石油の貯蔵量が指定数量の四千万倍以上の特 定事業所	台
第四類危険物の取扱量（指定施設（危険物の一 規制に関する政令第三十条の三第一項に規定 する指定施設をいう。以下同じ。）の消防法 別表第一に掲げる第四類の危険物の取扱最大 数量をいう。以下同じ。）が指定数量の三千 倍以上十二万倍未満の特定事業所	台
第四類危険物の取扱量が指定数量の十二万倍二 以上二十四万倍未満の特定事業所	台
第四類危険物の取扱量が指定数量の二十四万三 倍以上四十八万倍未満の特定事業所	台

第四類危険物の取扱量が指定数量の四十八万四  
倍以上の特定事業所

**普通消防車及び小型消防車**

**第十条** 第一種事業者は、その第一種事業所に係  
る自衛防災組織に普通消防車（毎分二千リット  
ル以上の放水能力を有する消防ポンプ自動車で  
総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、  
第二種事業者は、その第二種事業者の石油の貯  
蔵・取扱量を法第二条第二号イに規定する基準  
貯蔵・取扱量を除して得た数値若しくは高圧ガ  
スの処理量を同号イに規定する基準処理量で除  
して得た数値又はこれらを合計した数値が〇・  
五以上となる場合には、当該第二種事業所に係  
る自衛防災組織に小型消防車（毎分千リットル  
以上の放水能力を有する小型の消防ポンプ自動  
車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）  
を、それぞれ一台備え付けなければならない。  
（普通高所放水車）

**第十一条** 第一種事業者は、その第一種事業所  
に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯  
蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物がある  
場合（その第一種事業所で第九条の上欄に  
掲げる特定事業所に該当するものに、高さが十  
五メートル以上の屋外貯蔵タンクがある場合を  
含む。）には、当該第一種事業所に係る自衛防  
災組織に、普通高所放水車（毎分二千リットル  
以上の放水能力を有する高所放水車で総務省令  
で定めるものをいう。以下同じ。）を一台備え  
付けなければならない。  
（乙種普通化学消防車）

**第十二条** 特定事業者は、その特定事業所に、指  
定施設である移送取扱所で総務省令で定めるも  
のがある場合には、当該特定事業所に係る自衛  
防災組織に、第八条から前条までの規定による  
防災資機材等のほか、当該移送取扱所の規模に  
応じ総務省令で定める台数の乙種普通化学消防  
車（毎分二千リットル以上の放水能力を有する  
水そう付きの化学消防自動車で総務省令で定め  
るものをいう。以下同じ。）を備え付けなけれ  
ばならない。  
（大容量泡放水砲等）

**第十三条** 特定事業者は、その特定事業所の屋外  
タンク貯蔵所に、浮きぶた付きの屋外貯蔵タン  
クのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの（以下こ  
の項において「浮き屋根式屋外貯蔵タンク」と  
いう。）でその直径が三十四メートル以上のも  
のがある場合には、当該特定事業所に係る自衛

防災組織に、当該浮き屋根式屋外貯蔵タンク  
（当該特定事業所に二以上の浮き屋根式屋外貯  
蔵タンクがあるときは、最も直径が大きい浮き  
屋根式屋外貯蔵タンク）の直径に係る次の表の  
上欄に掲げる区分に応じ、その放水能力の合計  
が同表の下欄に定める基準放水能力以上に相  
当する数の大容量泡放水砲（毎分一万リットル以  
上の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定  
めるものをいう。以下同じ。）を備え付けなけ  
ればならない。

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの基準放水能力 直径	
三十四メートル以上四十五メー トル未満	毎分一万リット ル
四十五メートル以上六十メー トル未満	毎分二万リット ル
六十メートル以上七十五メー トル未満	毎分四万リット ル
七十五メートル以上九十メー トル未満	毎分五万リット ル
九十メートル以上百メートル 未満	毎分六万リット ル
百メートル以上	毎分八万リット ル

2 前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係  
る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下  
「自衛防災組織の基準放水能力」という。）が毎  
分四万リットル以上である場合において、同項  
の規定により当該自衛防災組織に二基以上の大  
容量泡放水砲を備え付けるときは、当該大容量  
泡放水砲一基の放水能力は、毎分二万リットル  
以上でなければならない。

3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防  
災組織で第一項の規定の適用を受けるものに、  
総務省令で定める基準に従って、大容量泡放水  
砲に必要な量の泡水溶液を供給するために必要  
な防災資機材等で総務省令で定めるもの（以下  
「大容量泡放水砲用防災資機材等」という。）を  
備え付けなければならない。  
（泡消火薬剤）

所に当該送泡設備付きタンクがないものとみな  
したときに第八条第一項、第九条、第十二条及  
び第十六条の規定により備え付けなければならない  
の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種  
普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大  
型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消  
火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が、同時  
に、百二十分継続して泡水溶液を放水するもの  
とした場合に必要量の泡消火薬剤を備え付け  
なければならない。ただし、第三項の規定によ  
り当該自衛防災組織に同項に規定する送泡設備  
用泡消火薬剤を備え付けなければならないもの  
とされる場合には、総務省令で定めるところに  
より、この項の規定により当該自衛防災組織に  
備え付けべき泡消火薬剤を備え付けず、又は  
その量を減ずることができる。

2 前項の場合において、一台の大型化学消防  
車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防  
車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放  
水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク  
付き大型化学高所放水車が放水する泡水溶液の  
量は、大型化学消防車にあつては毎分三千百リ  
ットル、甲種普通化学消防車にあつては毎分二  
千百リットル、乙種普通化学消防車にあつては  
毎分二千リットル、同条第二項に規定する大型  
化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火  
薬剤タンク付き大型化学高所放水車にあつては  
毎分三千百リットルとして、それぞれ算定する  
ものとする。

3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防  
災組織で第八条第二項の規定の適用を受けるも  
のに、当該特定事業所にある送泡設備付きタン  
クに同項第一号に規定する総務省令で定めると  
ころにより、次の表の上欄に掲げる送泡設備付  
きタンクの区分に応じ、同表の下欄に定める時  
間継続して泡水溶液を送水するものとした場合  
に必要な量（当該特定事業所に二以上の送泡設  
備付きタンクがあるときは、これらの送泡設備  
付きタンクに係る必要量のうち最も多い量  
（同じ量のときは、その量。以下同じ。）の総  
務省令で定める泡消火薬剤（以下「送泡設備用  
泡消火薬剤」という。）を備え付けなければな  
らない。

送泡設備付きタンクの区分	時間
一気圧における引火点（以下「引火点」と三十 いう。）が四十度以上の石油を当該石油の引分	三十

火点未満の温度で貯蔵する送泡設備付きタンク

引火点が四十度未満の石油を貯蔵する送泡五十設備付きタンク又は石油を当該石油の引火五分点以上の温度で貯蔵する送泡設備付きタンク

4 前項の場合において、送泡設備付きタンクに送水する泡水溶液の量は、送泡設備付きタンクの水平断面積一平方メートルにつき毎分四リットルとして算定するものとする。

5 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で前条第一項の規定の適用を受けるものに、当該自衛防災組織の基準放水能力により大容量泡放水砲が百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要量の総務省令で定める泡消火薬剤（以下「大容量泡放水砲用泡消火薬剤」という。）を備え付けなければならない。（可搬式放水銃等）

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条から第十三条までの規定の適用を受けるものに、これらの規定及び次条の規定により当該自衛防災組織に備え付けべき大型化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けられるべきものに限る。）、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、乙種普通化学消防車、大容量泡放水砲、次条第二項に規定する大型化学高所放水車、同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は同条第四項に規定する普通泡放水砲ごとに、総務省令で定める数の総務省令で定める可搬式放水銃、可搬式泡放水砲、耐熱服又は空気呼吸器若しくは酸素呼吸器（以下「可搬式放水銃等」という。）を備え付けなければならない。（代替措置等）

第十六条 特定事業者は、総務省令で定めるところにより、その特定事業所に、防災上有効な施設又は設備であつて、第八条から第十二条まで、第十四条及び前条の規定により備え付けられるべき防災資機材等（次項から第四項までの規定により当該防災資機材等に代えて備え付けられることができるものを含む。）以外のものを設置した場合において、当該施設又は設備の設置につき市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事）

の認定を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該施設又は設備の設置の状況に依り、当該特定事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定による防災資機材等を備え付けず、又はその数量を減ずることができず。

2 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有するものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けられるべき大型化学消防車、大型高所放水車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けられるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

3 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けられるべき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けられるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

4 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により二台以上の大型高所放水車を備え付けなければならないものとされる場合において、当該自衛防災組織に大型高所放水車（前二項の規定によりこれに代えて備え付けている大型化学高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を含む。以下この項において「大型高所放水車等」という。）及び普通泡放水砲（毎分四リットル以上）の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定めるもの

をいう。以下同じ。）を備え付けているとき（当該自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる場合にあつては、大型高所放水車等及び同項の規定により備え付けている大容量泡放水砲以外の普通泡放水砲を備え付けているとき）は、第八条第一項の規定の適用については、当該特定事業者は、普通泡放水砲（第十三条第一項の規定により備え付けている大容量泡放水砲を除く。以下この項において同じ。）一基につき第八条第一項の規定により備え付けられるべき大型高所放水車のうち一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。ただし、当該特定事業者は、普通泡放水砲一基につき次に掲げる防災資機材等を、当該自衛防災組織に備え付けなければならない。

一 普通泡放水砲が毎分九百リットルの泡水溶液を百二十分継続して放水するものとした場合に必要量の泡消火薬剤

二 当該自衛防災組織に備え付けている大型化学消防車のうち当該普通泡放水砲に送水する大型化学消防車の放水能力が毎分四千リットルに満たない場合にあつては、当該満たない放水能力以上に相当する放水能力を有する防災資機材等で総務省令で定めるもの

5 特定事業者がその特定事業所に係る自衛防災組織に次の表の上欄に掲げる防災資機材等を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けられるべき当該上欄に掲げる防災資機材等（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けられるべき甲種普通化学消防車を除く。）各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

大型化学消防車	甲種普通化学消防車、普通消防車及び小型消防車
大型高所放水車	普通高所放水車
甲種普通化学消防普通消防車及び小型消防車	
普通消防車	小型消防車

第十七条 第一種事業者は、その第一種事業所で、その敷地の全部若しくは一部が海域に接するもの又は係留施設を使用して石油を取り扱うものの石油の貯蔵・取扱量が一万キロリットル

以上である場合には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、当該第一種事業所に係る次の表の上欄に掲げる石油の貯蔵・取扱量の区分に応じ、同表の下欄に定める長さのオイルフェンス（安定して海面に浮き、かつ、流出した石油をせき止めることができるものとして総務省令で定める規格を有するものに限る。以下同じ。）及びオイルフェンス展張船を備え付けなければならない。

石油の貯蔵・取扱量	長さ
一万キロリットル以上十万千キロ八十メートル	長
十万千キロリットル以上百万千キロ六十メートル	六十
百万千キロリットル以上	六十

2 前項のオイルフェンス展張船のオイルフェンスの展張能力及び隻数については、総務省令で定める。

第十八条 前条第一項の第一種事業者は、同項の第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量が百万千キロリットル以上である場合には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、同項の規定による防災資機材等のほか、油回収船又は油回収装置（海面に流出した石油の回収の用に供することができる機械器具をいう。以下同じ。）を備え付けなければならない。

2 前項の規定により油回収装置を備え付ける第一種事業者は、当該油回収装置を積載して海面に流出した石油の回収の用に供することができる船舶で総務省令で定めるもの（以下「補助船」という。）を備え付けなければならない。

3 第一項の油回収船及び油回収装置の石油の回収能力その他油回収船及び油回収装置に関し必要な事項については、総務省令で定める。

第十九条 法第十六条第六項（法第十七条第七項、第十八条第四項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、法第十六条第六項の届出に係る特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて総務省令で定めるものとする。

第二節 共同防災組織

(共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準)

第二十条 法第十九条第四項の政令で定める基準

(次項に規定する防災資機材等及び防災要員に係るものを除く。)は、次のとおりとする。

一 次に掲げる防災資機材等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合又はロ及びハのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、当該共同防災組織にイに掲げる大型化学消防車若しくはハに掲げる甲種普通化学消防車を備え付けていることを要せず、又は当該台数を減ずるものとする。

イ 共同防災組織を設置している各特定事業者(以下「構成事業者」という。)のうち、当該共同防災組織に係る各特定事業者(以下「構成事業所」という。)の自衛防災組織に第八条第一項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の台数(当該構成事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに同項の規定により備え付けるべき台数)のうち最も多い台数に相当する台数の大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車

ロ 構成事業者のうち、その構成事業所の自衛防災組織に第八条第二項の規定により大型化学消防車又は甲種普通化学消防車及び発泡器を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該大型化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の大型化学消防車又は各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車及び各自衛防災組織ごとの当該発泡器の同項第二号に規定する総務省令で定める種類ごとの数のうちそれぞれの種類ごとに最も多い数に相当する数の発泡器

ものとしてされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数(当該構成事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに同条の規定により備え付けるべき台数)のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車

二 構成事業者のうち、その構成事業所の自衛防災組織に第十条の規定により普通消防車又は小型消防車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、それぞれ普通消防車又は小型消防車一台

ホ 構成事業者のうち、その構成事業所の自衛防災組織に第十一条の規定により普通高所放水車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、普通高所放水車一台

ニ 構成事業者のうち、その構成事業所の自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、その放水能力の合計が各自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水車を備え付け、及び総務省令で定める基準に従って大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。

三 次に掲げる泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、イに掲げる泡消火薬剤を備え付けていることを要せず、又はその量を減ずるものとする。

イ 第一号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第五号において準用する第十六条第二項、第三項及び第五項の規定に従って当該共同防災組織に備え付けるべき台数(送泡設備付きタンクのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときにこれらの規定に従って備え付けるべき台数)の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要量の泡消火薬剤

ロ 第一号ロに該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第三項の規定により備え付けなければならないものとされる送泡設備用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の送泡設備用泡消火薬剤

ハ 前号に該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤

ニ 第一号イからホまで又は前号のいずれかに該当する場合には、前二号の規定及び第五号において準用する第十六条第二項から第五項までの規定に従って当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車(第一号ロの規定に従って当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車に限る。)、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、大容量泡放水車、大型化学高所放水車、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は普通泡放水砲ごとに、第十五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等

四 次に掲げる防災要員を置いていること。

イ 第一号に該当する場合には、同号の規定及び次号において準用する第十六条第二項から第五項までの規定に従って当該共同防災組織に備え付けられている第七条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる防災資機材等各一台又は各一基につき、これらの号に定める人数の防災要員(当該共同防災組織に係る全ての構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該防災資機材等(同項第三号及び第十一号に掲げるものを除く。))のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき総務省令で定める人数の防災要員)

ロ イの防災資機材等が二台以上であるときは、指揮者一人

ハ 第二号に該当する場合には、第七条第三項各号に掲げる防災要員

五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第二号の大容量泡放水砲について、第十四条第二項の規定は第三号イの泡水溶液の量の算定について、第十六条第二項から第五項までの規定は第一号に規定する防災資機材等を備え付ける共同防災組織について準用する。この場合において、第十三条第二項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力(以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。))とあるのは「構成事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力」と、同項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十条第一項第二号の規定に従って当該共同防災組織」と、第十六条第二項及び第三項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織」とあるのは「構成事業所の全てが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織」と、第八条から第十一条まで、第十二条第一号と、第十三条第一項の規定により」とあるのは「同条第一項第二号の規定に従って」と、同項の規定により」とあるのは「同号の規定に従って」と、同条第四項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により」とあるのは「構成事業所の全てが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に第二十条第一項第一号の規定に従って」と、「第十三条第一項の規定により」とあるのは「同条第一項第二号の規定に従って」と、「同項の規定により」とあるのは「同号の規定に従って」と、「第八条第一項」とあるのは「同項第一号イ」と、「第十三条第一項の規定により」とあるのは「(同項第二号の規定に従って)」と、「につき第八条第一項の規定により」とあるのは「につき同項第一号イの規定に従って」と、同条第五項中「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従って」と、「第八条第二項の規定に従って」とあるのは「同号ロの規定に従って」と読み替えるものとする。

2 第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する防災資機材等並びにこれらの防災資機材等に

保る防災要員に係る法第十九条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 構成事業者のうち第十七条第一項の第一事業所である同項の第一事業所に係る自衛防災組織に同項の規定により備え付けなければならないもの、長さの最も長いものの二分の一に相当する長さのオイルフェンスを備え付けること。

二 第十七条第一項のオイルフェンス展張船（以下「オイルフェンス展張船」という。）を備え付け、及びオイルフェンス展張船各一隻につき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を置くこと。

三 第十八条第一項の油回収船（以下「油回収船」という。）又は同項の油回収装置（以下「油回収装置」という。）を備え付け、及び油回収船を備え付ける場合にあつては油回収船各一隻につき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を、油回収装置を備え付ける場合にあつては同条第二項の補助船に係る乗組船舶職員等のほか油回収装置各一式につき二人の防災要員を置くこと。

四 第七条第五項の規定は、前二号の防災要員について準用する。

（共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材等及び防災要員）  
第二十一条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によりその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けなければならない防災資機材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 イからホまでに掲げる場合にはそれぞれイからホまでに定める台数の甲種普通化学消防車を、へに掲げる場合にはへに定める台数の乙種普通化学消防車を備え付けなければならない。  
イ 共同防災組織を設置していないものとシ、かつ、当該構成事業所に送泡設備付きたンクがあるときは当該送泡設備付きたンクに送泡設備が設置されていないものとみなした場合には、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第九条及び第十六条第五項の規定により備え付けるべき

大型化学消防車若しくは甲種普通化学消防車の台数又はこれらを合計した台数（ロにおいて「化学消防車の台数」という。）が二台又は三台であるとき。一 台  
ロ 化学消防車の台数が四台であるとき。二 台

ハ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の三千倍以上二十四万倍未満であるとき。一 台  
ニ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の二十四万倍以上であるとき。二 台

ホ イ又はロに掲げる場合及びハ又はニに掲げる場合のいずれにも該当するとき。イ又はロに定める台数とハ又はニに定める台数のうちいずれが多い台数（同じ台数のときは、その台数）

ヘ 当該構成事業所に第十二条の総務省令で定める指定施設である移送取扱所があるとき。当該移送取扱所の規模に応じ同条の総務省令で定める台数  
二 前号に規定する場合には、同号の規定によるものほか、次に掲げる防災資機材等を備え付けなければならない。  
イ 前号の規定により備え付けなければならない甲種普通化学消防車又は乙種普通化学消防車（以下この条において「普通化学消防車」という。）が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要量の泡消火薬剤  
ロ 前号の規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならない普通化学消防車ごとに、総務省令で定める数の可搬式放水銃等

三 第一号に規定する場合には、次に掲げる防災要員を置かなければならない。  
イ 第一号の規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならない普通化学消防車各一台につき五人（当該構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該普通化学消防車のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該普通化学消防車各一台につき総務省令で定める人数の防災要員）  
ロ イの普通化学消防車が二台以上であるときは、指揮者一人

四 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を置くものとし、第八条から第十五条までの規定による防災資機材等を備え付けることを要しない。ただし、共同防災組織を設置していないものとした場合に当該構成事業所に係る自衛防災組織が第八条又は第九条の規定の適用を受けるものであり、かつ、第一号の規定により甲種普通化学消防車を備え付けることを要しないときは、一台の甲種普通化学消防車が百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要量の泡消火薬剤を備え付けなければならない。  
五 第七条第五項の規定は前二号の防災要員について、第十四条第二項の規定は第二号イ及び前号の泡水溶液の量の算定について、第十六条第一項の規定は第一号及び第二号の場合について準用する。この場合において、同項中「第八条から第十二条まで、第十四条及び前条」とあるのは「第二十一条第一項第一号及び第二号」と、「防災資機材等（次項から第四項までの規定により当該防災資機材等に代えて備え付けることができるものを含む。）」とあるのは「防災資機材等」と読み替えるものとする。

二 次の各号に規定する場合には、構成事業者のうち第十七条第一項又は第十八条第一項の第一事業所に該当するものがその構成事業所であるこれらの規定に該当する第一事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定により備え付けなければならない防災資機材等及びこれらの規定及び第七条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第一号のオイルフェンスが備え付けられている場合には、第十七条第一項の規定により備え付けなければならないオイルフェンスの長さの二分の一に相当する長さのオイルフェンスを備え付けなければならない。

二 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第二号のオイルフェンス展張船が備え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれていない場合には、オイルフェンス展張船を備え付け、及びオイルフェンス展張船に係る防災要員を置くことを要しない。

三 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第三号の油回収船又は油回収装置が備え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれていない場合には、油回収船又は油回収装置に係る防災要員を置くことを要しない。

四 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第四号の油回収装置が備え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれていない場合には、油回収装置に係る防災要員を置くことを要しない。

五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第一号の大容量泡放水砲について準用する。この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。）」とあるのは「広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力」と、「同

え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれていない場合には、油回収船又は油回収装置を備え付け、及び油回収船又は油回収装置に係る防災要員を置くことを要しない。

第三節 広域共同防災組織  
（広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務）

第二十二条 法第十九条の二第一項の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

2 法第十九条の二第二項の政令で定める業務は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関するものとする。

（広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準）

第二十三条 法第十九条の二第八項において準用する法第十九条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その放水能力の合計が当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、及び総務省令で定める基準に従つて大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。

二 当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの第十四条第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けていること。

三 第一号の規定に従つて当該広域共同防災組織に備え付けられている大容量泡放水砲ごとに、第十五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等を備え付けていること。

四 第七条第三項各号に掲げる防災要員を置いていること。

五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第一号の大容量泡放水砲について準用する。この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。）」とあるのは「広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力」と、「同

項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十三条第一号の規定に従つて当該広域共同防災組織」と読み替へるものとする。

第二十四条 広域共同防災組織を設置している各特定事業者が前条に規定する基準に従つてその広域共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いておける場合には、当該各特定事業者は、第七條第三項、第十三條、第十四條第五項及び第十五條（大容量泡放水砲に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、当該広域共同防災組織に係る特定事業所の自衛防災組織に、第十三條、第十四條第五項及び第十五條の規定により備え付けらるべき防災資機材等を備え付け、及び第七條第三項の規定により置くべき防災要員を置くことを要しない。

第四節 自衛防災組織等に関する規定の適用の特例  
第二十五条 法第二十条第一項第一号の政令で定める特定防災施設等は、流出油等防止堤その他総務省令で定める特定防災施設等とし、同号の政令で定める期間は、二年とする。

2 法第二十条第一項第二号の政令で定める防災資機材等は、次に掲げるものとし、同号の政令で定める期間は、三年とする。ただし、その自衛防災組織に第八條の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台以上備え付けなければならないものとされる特定事業者にあつては、そのうち各一台、その自衛防災組織に第九條の規定により甲種普通化学消防車を二台以上備え付けなければならないものとされる特定事業者にあつては、そのうち一台については、同号の政令で定める期間は、二年とする。

- 一 大型化学消防車
- 二 大型高所放水車
- 三 泡原液搬送車
- 四 甲種普通化学消防車
- 五 普通高所放水車
- 六 大容量泡放水砲
- 七 オイルフェンス展張船
- 八 油回収船又は油回収装置

第四章 石油コンビナート等防災本部等  
（特定地方行政機関）  
第二十六条 法第二十六条の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第九条に規定する

国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で政令で定めるものは、沖縄総合事務局、管区警察庁、都道府県労働局、産業保安監督部、地方整備局、北海道開発局及び管区海上保安本部とする。

第二十七条 法第二十八条第九項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）に、幹事を置くものとする。
- 二 幹事は、防災本部の本部員に属する機関又は特定事業所の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命するものとする。
- 三 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐するものとする。
- 四 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。
- 五 部会に属すべき本部員及び専門員は、部長が指名するものとする。
- 六 部会に部会長を置き、部長の指名する本部員をもつてこれに充てるものとする。
- 七 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
- 八 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。
- 九 前各号に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮つて定めるものとする。

（防災本部の協議会の組織及び運営）

第二十八条 防災本部の協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、関係都府県の知事のうちから当該関係都府県の知事が協議により定める者をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、関係都府県の防災本部の本部員のうちから当該関係都府県の知事が当該防災本部の協議会の規約の定めるところにより指名する者をもつて充てる。
- 6 前各項に定めるもののほか、防災本部の協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該防災本部の協議会の規約で定める。

（防災本部の協議会の規約事項）

第二十九条 防災本部の協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 防災本部の協議会の名称
- 二 防災本部の協議会を設置する都府県
- 三 防災本部の協議会に係る石油コンビナート等特別防災区域
- 四 防災本部の協議会の組織
- 五 防災本部の協議会の経費の支弁の方法

（防災本部の協議会の設置等の公示）

第三十条 都府県は、防災本部の協議会を設置したときは、その旨及び当該協議会の規約を公示しなければならない。

（防災本部の協議会の規約の変更）

第三十一条 防災本部の協議会を設置した都府県は、当該協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

（設置計画に定める事項等）

第三十二条 法第三十三条第一項に規定する政令で定める施設は、広場その他の公共空地として定める。

（緑地に類する施設）

第三十三条 法第三十三条第一項の緑地等の設置に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 緑地等（法第三十三条第一項に規定する緑地等をいう。以下同じ。）の位置及び区域
- 二 設計の概要
- 三 事業施行予定期間
- 四 その他国土交通省令で定める事項

（費用を負担させる第一種事業者の範囲）

第三十四条 法第三十四条第一項の規定により地方公共団体が緑地等の設置に要する費用を負担させることができる者は、地方公共団体の長が当該緑地等の設置に関する計画に係る法第三十三条第二項の協議を経て当該計画を作成した日において法第三十四条第一項に規定する第一種事業者（以下「第一種事業者」という。）である者とする。

（緑地等の設置に要する費用）

第三十五条 法第三十四条第一項の緑地等の設置に要する費用で政令で定めるものは、緑地等の

設置のため直接必要な実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費（これらの費用につき支払うべき利息があるときは当該利息を含み、当該緑地等の設置により取得する土地又は建物その他の物件で当該緑地等の設置の用に供されるもの以外のものがあるときはこれを処分するものとした場合に得られる収入により回収されるべき費用を除く。第三十八条において同じ。）とする。

（負担総額の配分の際勘案すべき条件）

第三十六条 法第三十四条第二項の政令で定める条件は、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度及び当該第一種事業所に係る第一種事業者の事業活動の規模とする。

（共同納付の場合の特例）

第三十七条 地方公共団体の長は、法第三十三条第一項の緑地等の設置に関する計画を作成した場合において、法第三十四条第一項の規定により緑地等の設置に要する費用を負担させる第一種事業者の全部又は一部から当該第一種事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、同条第三項の規定にかかわらず、当該各第一種事業者に係る事業者負担金（同条第二項に規定する事業者負担金をいう。以下この条において同じ。）の額を定めなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の申出に係る第一種事業者が当該緑地等の設置に要する費用を負担させる第一種事業者の一部であるときは、事業者負担金の額の決定に準じて、当該申出に係る第一種事業者が共同で負担すべき額を定めなければならない。
- 3 第一項の申出に係る第一種事業者が当該緑地等の設置に要する費用を負担させる第一種事業者の全部である場合には法第三十四条第一項に規定する負担総額、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該第一種事業者は、その事業者負担金を納付したものとみなす。
- 4 法第三十四条第四項の規定は、第二項の共同で負担すべき額の決定について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出に係る第一種事業者の負担する事業者負担金の納付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(国の補助金の額の算定基礎)  
**第三十八條** 法第三十六條第一項の規定による国の補助は、緑地等の設置のため直接必要な実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び附属諸費の額から法第三十四條第一項に規定する負担総額を控除した額について行うものとする。

**第六章 雑則**

(都道府県知事への報告等)

**第三十九條** 法第四十一條第一項の政令で定める行為は、法第十八條第二項若しくは第三項(法第十九條第六項又は第二十一條第三項)において準用する場合を含む。第十九條第五項又は第二十一條第一項若しくは第二項の規定による命令、消防法第十一條第一項の規定による許可(同項後段の規定による許可で総務省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、同条第五項に規定する完成検査(総務省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、同法第十二條第二項、第十二條の二第一項若しくは第二項、第十二條の三又は第十六條の六の規定による命令、同法第十二條の二第一項の規定による許可の取消し、同法第十二條の三の規定による使用制限及び同法第十二條の六の規定による届出の受理とする。

**2** 法第四十一條第二項の政令で定める行為は、高圧ガス保安法第五條第一項の規定による許可、同法第十四條第一項の規定による許可(経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、同法第三十九條の二十一第一項の規定による届出の受理(経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、同法第十一條第三項又は第三十八條第一項の規定による命令、同法第二十二條第一項本文に規定する完成検査又は同項ただし書に規定する届出の受理で同法第五條第一項の規定による許可に係るもの、同法第二十二條第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号若しくは第二号に規定する届出の受理で同法第十四條第一項の規定による許可に係るもの(経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、同法第二十一條第一項の規定による届出の受理、同法第三十八條第一項の規定による許可の取消し及び同法第三十九條の規定による措置とする。

(緊急時の主務大臣の指示)  
**第四十條** 主務大臣は、法第四十一條の二の規定により都道府県知事に対し指示をしたときはそ

の旨を関係市町村長に、市町村長に対し指示をしたときはその旨を当該市町村の属する都道府県の知事に速やかに通知するものとする。

**第四十一條** 法第四十一條の二の都道府県知事は市町村長の権限に属する事務のうち、政令で定めるものは、法第二十五條第一項、第三十九條及び第四十條第一項に規定する都道府県知事又は市町村長の権限に属する事務とする。(消防法第十四條の四の規定の適用を除外する特定事業所)  
**第四十二條** 法第四十三條の政令で定める特定事業所は、次に掲げる特定事業所に該当しない特定事業所とする。  
 一 一の地域が石油コンビナート等特別防災区域となつた日から一年(第二十五條第二項各号のいずれかに掲げる防災資機材等を備え付けなければならないものとされる自衛防災組織に係る第一種事業所にあつては、三年)を経過する日までの間における法第二十條第一項の規定の適用に係る第一種事業所  
 二 第二種事業所の指定の日から一年(第二十五條第二項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに掲げる防災資機材等を備え付けなければならないものとされる自衛防災組織に係る第二種事業所にあつては、三年)を経過する日までの間における当該第二種事業所(確認手数料)  
**第四十三條** 法第五條第一項に規定する第一種事業所の新設について法第十一條第一項の規定による確認を受けようとする者が法第四十五條の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

事業所の種類	事業所の敷地面積	手数料の額
石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量がそれぞれ法第二十二條第一号イに規定する基準貯蔵・取扱量又は基準処理量で除して得た数値が共に五以上である事業所	五十万平方メートル未満	三十万九千八百円
	五十万平方メートル以上	三十万九千八百円
その他の事業所	十平方メートル以上	八千円
	十平方メートル未満	八千円

備考 この表の上欄に掲げる事業所について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一條第一項の届出をする場合における手数料の額は、同表の下欄に定める額から百円を減じた額とする。  
**2** 法第七條第一項に規定する第一種事業所に係る法第五條第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更について法第十一條第一項の規定による確認を受けようとする者が法第四十五條の規定により納付しなければならない手数料の額は、前項の上欄及び中欄の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額の二分の一に相当する金額(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一條第一項の届出をする場合にあつては、当該金額から百円を減じた金額)とする。  
**附則** 抄  
 (施行期日)  
 1 この政令は、法の施行の日(昭和五十一年六月一日)から施行する。  
**附則** (昭和五十一年六月一日政令第一五三三) 抄  
 1 この政令は、昭和五十一年六月十六日から施行する。  
**附則** (昭和五十三年七月五日政令第二八二) 抄  
 (施行期日)  
**第一條** この政令は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和五十七年二月二〇日政令第二〇) 抄  
 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和五十七年二月二一日政令第三一五) 抄  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和五十八年二月二二日政令第一三) 抄  
 (施行期日)  
 1 この政令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第三十九号)以下「改正法」という。の施行の日(昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という)から施行する。  
**附則** (昭和五十九年四月二七日政令第一二) 抄  
 この政令は、昭和五十九年六月一日から施行する。  
**附則** (昭和六十二年三月一〇日政令第三三) 抄  
 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和六十六年三月二二日政令第三五八) 抄  
 (施行期日)  
**第一條** この政令は、消防法の一部を改正する法律(昭和六十六年法律第五十五号。以下「六十三三年改正法」という)附則第一條ただし書に規定する一部施行日(昭和六十五年五月二十三日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第一條中危険物の規制に関する政令第三十條の三第三項及び第三十一條第一項の改正規定、同令第四十條第一項の表の(二)の項の改正規定(「二万円」を「二万五千元」に、「四万円」を「六万円」に改める部分に限る。)、同表の(十一)の項の改正規定並びに第三條の規定並びに附則第十八條及び附則第十九條の規定並びに附則第二十條の規定(石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)第六條及び第三十五條第一項の改正規定に限る。)、公布の日  
**附則** (平成元年三月二二日政令第六一) 抄  
 この政令は、平成元年四月一日から施行する。  
**附則** (平成三年三月一三日政令第二七) 抄  
 この政令は、平成三年四月一日から施行する。  
**附則** (平成六年三月二一日政令第三九) 抄  
 この政令は、平成六年四月一日から施行する。  
**附則** (平成六年八月五日政令第二六二) 抄  
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二六日政令第四一〇号）抄

第一条 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。

附則（平成七年一〇月一八日政令第三五九号）抄

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附則（平成八年一月二一日政令第三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一九日政令第二〇号）抄

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月一九日政令第五〇号）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三一日政令第九七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年二月二四日政令第四一〇号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 この政令の施行の際、現に特定事業者が改正前の石油コンビナート等災害防止法施行令第十五条第二項の規定によりその特定事業所に係る自衛防災組織に備え付けている同項に規定する大型化学高所放水車で、改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令第十五条第二項に規定する大型化学高所放水車に該当しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一二年一月一四日政令第三三四号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

第八条 施行日前に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第四百七十三条

の規定による改正前の石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十三条の承認を受けた緑地等（同条に規定する緑地等をいう。以下この条において同じ。）の設置に関する計画に基づく緑地等の設置に要する費用に係る同法第三十四条第一項に規定する第一種事業者の負担については、第二十条の規定による改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一二年一月二七日政令第三七一号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十一月十九日から施行する。

附則（平成一二年二月二七日政令第四三一号）抄

第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附則（平成一二年三月三三日政令第八四号）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年一月二七日政令第三四五号）抄

第一条 この政令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一月二三日政令第四七六号）抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第九条の規定（それぞれ「同項第十四号」を「同項第十六号」に改める部分に限る。）は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一月二〇日政令第四九六号）抄

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年二月六日政令第一九号）抄

第一条 この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。

附則（平成一六年三月二六日政令第七三三号）抄

この政令中、第一条の規定は平成十六年三月二十九日から、第二条の規定は消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から、第三条の規定は平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日政令第一三二号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第四条の規定 平成十六年十月一日

附則（平成一六年一〇月八日政令第三〇七号）抄

この政令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月一日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二五号）抄

この政令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年六月一日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）抄

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による

改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附則（平成一七年一月二八日政令第三五三三号）抄

第一条 この政令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者（石油コンビナート等特別防災区域において第一種事業所の新設のための工事をしている者を含む。）については、この政令による改正後の第十三条第一項の規定は、平成二十年十一月三十日までの間、適用しない。

附則（平成一八年三月二九日政令第七九号）抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月二九日政令第八〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年一月一〇日政令第三五三三号）抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日政令第七八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第四条 第三条、第五条、第八条、第十条、第十一条及び第十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十二年以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一から三まで 略  
四 石油コンビナート等災害防止法施行令第三十八条

附則 (平成二十七年二月四日政令第四〇四号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年二月十七日政令第四三三号) 抄

第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十九年三月二三日政令第四〇号) 抄

第一条 この政令は、第五号施行日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年八月三十一日政令第二四八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和元年二月二〇日政令第一九四号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年二月二〇日政令第一九五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年九月九日政令第二七二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年三月二四日政令第六六号) 抄

1 この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(以下この項において「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定(改正法第一条中電気事業法第二章第七節第五款中第三十三条の次に二条を加える改正規定(同法第三十三条の三に係る部分に限る。))及び改正法第五条の規定(改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)を除く。)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

附則 (令和三年一月二五日政令第三一四号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年一月三〇日政令第三六四号)

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三月二十日)から施行する。

附則 (令和五年三月一日政令第四三三号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年五月三一日政令第一九四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年九月六日政令第二七六号)

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。

附則 (令和五年一〇月二七日政令第三〇九号)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (令和五年一〇月二七日政令第三一〇号) 抄

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (令和五年一月二四日政令第三三四号)

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

別表第一(第三条関係)

一 アクリルニトリル

二 シアン化水素

三 弗化水素

別表第二(第三条関係)

一 アクリルニトリル

二 アクロレイン

三 アセトンシアンヒドリン

四 液体アンモニア

五 エチレンクロロヒドリン

六 塩素

七 クロルスルホン酸

八 砒化水素酸

九 臭素

十 発煙硝酸

十一 発煙硫酸

別表第三(第二十二条関係)

第一地 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和三十二年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。)

第二地 区域令別表第四号の三及び第九号から第十一号までに掲げる地区の区域

第三地 区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地区の区域

第四地 区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の区域

第五地 区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区の区域

第七地	区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域
第八地	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域
第九地	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域
第十地	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域
第十一地	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域
第十二地	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域